

なないろ農園利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、有限会社よこた〔開設者〕（以下、「甲」という。）が特定農地貸付けにより開設する「なないろ農園」において、借受者（以下、「乙」という。）と以下の条項により契約を締結する。

(契約対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地（以下、「貸付農地」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。

土地の所在 茨城県つくば市島名字前野3631番, 3632番地1

区画場所番号 No. 区画面積 30㎡

(貸付料の支払い)

第3条 貸付料は、1区画（30㎡、6m×5m）当たり年間12,000円とする。

2 乙は、貸付料を本契約時に甲に支払わなければならない。

(貸付期間)

第4条 本契約に基づく貸付期間は、平成22年 月 日から平成23年 月 日までの単年度契約とする。

(貸付条件)

第5条 乙は、貸付農地において、耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関して甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 貸付農地において次に掲げる行為を禁止とする。

- (1) 建物を設置すること。
- (2) 共同利用施設等を占有に使用すること。
- (3) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

(更新)

第6条 乙は、貸付農地を翌年以降も優先的に借り受けることができる。

(区画の決定)

第7条 乙に貸付けする区画は、申込順により決定する。

2 貸付区画は、原則、1区画とし、農園の区画に残余が生じたときは、乙は複数の区画を借り受けることができる。

(貸付農地の解除等)

第8条 次の各号に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 乙が貸付料を支払わないとき。
- (3) 乙が貸付農地を正当な理由なく3か月以上にわたり農作業を行わないとき、又は 放置したとき。

(貸付料の返還)

第9条 既に納付された貸付料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 乙の責めによらない事由により貸付けができなくなったとき。
- (2) 前号のほか、甲が相当な理由があると認めたとき。

(貸付農地の返還)

第10条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第8条の規定により貸付農地を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

2 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は資材等については、乙は一切の権利を放棄したものとみなし、甲は任意で処分することができる。

(賠償責任)

第11条

1. 甲は、農園内又は農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病虫害の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。
2. 甲は、乙に故意又は過失による損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか農園の貸付けに関する必要な事項は、別途乙に配布する「農園入園のきまり」に定めるものとする。

- 2 本規約書に規定されていない事由については、甲及び乙が協議して定める。

なないろ農園入園のきまり

お互いに気持ちよく楽しく利用できるよう、次のことをまもり、使用しましょう。

1. 使用できる区画内で余裕をもって栽培すること。
2. 土地の形状を変えたり、建物等を設置しないこと。
3. 常に除草を心掛けること。
4. 石・ガラス類・空缶・プラスチック類・ビニール類等を放置しないこと。
5. 薬剤を使用する場合は、他の農園にかからないよう細心の注意を払うこと。
6. 農園の利用については、地域農業者や他の農園利用者と協調し、他に迷惑をかけるまいよう利用すること。
7. 使用をやめる際は、区画内のすべての資材・作物を整理して返還すること。
8. 利用のきまりを守り、土地所有者、周辺地域に迷惑をかけること。